

六、水上労働者に対し全般的適用実施

現在は水上労働者中ではこの法の適用を促すてきた、水上労働者も然然たる屋外労働者たる故、陸上労働者と同じくこの法を適用せよといふ事は望むべきでない

説明 一、本法の適用を受ける労働者は凡そ六十歳以下の大幸福とか嘔物下りて害せられたが、其の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

三、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

四、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

五、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

六、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

七、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

八、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

九、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十一、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十二、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十三、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十四、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十五、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十六、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十七、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十八、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

十九、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十一、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十二、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十三、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十四、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十五、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十六、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十七、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十八、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

二十九、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

三十、本法の適用を受ける労働者は、本法の適用を受ける労働者であり、水上労働者には適用しない

意見 藤田錦波

細則下にある 我々は常に鐵道 我々に対する スレガニによって了つてゐることだ、其の同一であるとあるか、我々に対する者にして他との保護、理由のために延滞に下らぬ場合もあると思はれる故、「業防止法」を作らしめてもよいと思ふ

議長 この二つの意見に如何にしますか 「修正案」に對しては、提案者は要請し、「鹿島院」 異議はあつません、大抵置いて置けることも結構か

議長 では、本條の採用して異議ありませんか 「異議なく其定」 議事録 第十一号議案 健康保護法改正の件 説明 飯塚鶴太郎

一、之面に依りて説明したいと前掲して (主之説明) (理由を説明して説明)

二、口は説明 八、費定数以上たても商業使用人は適用を及けてゐない

三、説明 三、四、説明

四、口は説明 三、四、説明

五、口は説明 三、四、説明

六、口は説明 三、四、説明

七、口は説明 三、四、説明

八、口は説明 三、四、説明

九、口は説明 三、四、説明

十、口は説明 三、四、説明

十一、口は説明 三、四、説明

十二、口は説明 三、四、説明

十三、口は説明 三、四、説明